

平成 19 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 東企画第 02-138 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 東経企画第 03-46 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 03-47 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 03-123 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 04-9 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企画第 04-10 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「地方公共団体等に対する行政区域一異行政区域間におけるデータ伝送サービス」に係る業務
- 東経企第 04-194 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 東経企第 06-100 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務
- 東経企第 07-125 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企第 07-126 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 東経企第 07-127 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1）

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表しているところですが、平成 19 年度においては、新たな県間中継光ファイバの提供区間の追加はありませんでした。

なお、接続要望のあった他事業者様との協議において、当社が公表している条

件以外の新たな要望事項はありませんでした。

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

なお、認可の際付された条件1・2に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料3)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料4)

(3) 固定電話発着050 IP電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

(4) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」及び「端末系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2・5)

(5) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービス

本業務の実施にあたっては、今回新たに構築した県間伝送路はございません。

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

- (7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定及び次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定並びにイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置として、接続に必要となるインターフェース条件を公表しております。(添付資料7)

また、電気通信事業者に対し、次世代ネットワークのインターフェース条件、相互接続手続等について説明会を実施しました。(添付資料8)

なお、接続要望のあった他事業者様との協議において、当社が公表している条件以外の新たな要望事項はありませんでした。

2. ネットワーク情報の開示

- (1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

当社の地域IP網との接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、地域IP網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料9)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、接続事業者様との接続協定に定め、その条件を公表しております。(添付資料10)

- (2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定及び固定電話発着050IP電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料11)

- (3) 固定電話発着-携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備及び端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料12)

- (4) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービ

ス

当社のデータ伝送サービス等の接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、データ伝送サービス等の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より契約約款の規定に準じて取り扱うこととしています。(添付資料 13)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、従来よりその条件を公表しております。(添付資料 10)

(5) 地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IPv6 通信に係る料金設定

当社の IPv6 通信等の接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 14)

(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定及び次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定並びにイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を公表しております。(添付資料 7)

なお、当社の次世代ネットワークに関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバに関する情報開示を実施していません。(添付資料 15)

4. 営業面でのファイアーウォール

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 19 年度においても継続して実施しております。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達（情報の適正利用に関する規程（平成11年7月1日制定）。以下同じ。）、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料16）
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料16）
 - i) お客様情報を、他事業者様と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

※ 平成19年度の具体的実施状況

全支店の社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、顧客情報の保護・適正利用および公正競争に関する説明会（講演会・勉強会等）を実施（平成19年5月～平成20年3月）。

全社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、個人情報保護の適正な取扱いに関するeラーニングを実施（随時）。

また、公正な競争を阻害するおそれのある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えです。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。（添付資料17）

なお、当該業務に関する平成19年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	4,578	760	3,818

(2) I P 電話サービスの県間 伝送等料金設定	7,035	9,906	▲2,871
(3) 固定電話発 - 050 I P 電 話着の県間伝送料金設定	742	610	132
(4) 固定電話発 - 携帯電話着 の県間伝送料金設定	4,101	2,918	1,182
(5) 地域 I P 網経由のエン ドユーザ間 I P v 6 通信 に係る料金設定	1	55	▲53

また、当該業務の利用者料金に関しては、コストベースの料金算定を行い、電気通信事業法に基づき料金届出しております。(平成 16 年の電気通信事業法改正により届出義務が緩和されたものは除きます。)

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域 I P 網への接続に関する I S P 事業者様の取扱いと、県間伝送路を他事業者様から調達する場合の調達先の選定については、公平性・透明性に十分留意し実施しておりますが、平成 19 年度において実施した内容は以下のとおりです。

① I S P 事業者様への情報提供

地域 I P 網と I S P 事業者様網との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 18)

また、接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項はありませんでした。

② 県間伝送路の調達先の選定

平成 19 年度において新たな調達はありませんでした。

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

I P 電話サービスの県間伝送路の設備増強及び他事業者様網との接続に伴う中継伝送路の提供事業者様の選定手続きについては、公平性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。(添付資料 19)

① 県間伝送路の設備増強における中継事業者様の募集

- (ア) 平成19年3月14日：募集開始
当社と接続している全事業者様に対し、募集案内を送付
- (イ) 平成19年4月23日：応募意思表示締結
2社からの意思表示あり
- (ウ) 平成19年5月14日：選定結果通知
応募事業者様に対し選定結果を通知

② 他事業者様網との接続における非常時の中継伝送路の募集

- (ア) 平成19年8月7日：募集開始
全国を業務エリアとする、指定番号00XYもしくは0091-N1N2を持つ協定締結事業者様に対し、募集案内を送付
- (イ) 平成19年8月27日：応募意思表示締結
1社からの意思表示あり
- (ウ) 平成19年9月3日：選定結果通知
応募事業者様に対し選定結果を通知

③ 他事業者様網との接続における中継伝送路の追加の募集

- (ア) 平成19年10月19日：募集開始
全国を業務エリアとする、指定番号00XYもしくは0091-N1N2を持つ協定締結事業者様に対し、募集案内を送付
- (イ) 平成19年11月19日：応募意思表示締結
1社からの意思表示あり
- (ウ) 平成19年11月30日：選定結果通知
応募事業者様に対し選定結果を通知

なお、他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

(3) 固定電話発-050 I P 電話着の県間伝送料金設定及び固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信網と他事業者様の電気通信網の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者との公平性は確保されております。(添付資料2)

(4) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービス

平成19年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

平成 19 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

なお、他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2)

(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定及び次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定並びにイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及び I P 電話サービス並びにイーサネットサービスの県間伝送路及び他事業者様網との接続に伴う中継伝送路の提供事業者様の選定手続きについては、公平性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。(添付資料 20)

- ① 平成 19 年 11 月 8 日：募集開始
当社と接続している全事業者様に対し、募集案内を送付
- ② 平成 19 年 12 月 14 日：応募意志表示締切
1 社からの意思表示あり
- ③ 平成 20 年 1 月 10 日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果通知

なお、本業務に係るネットワークのオープン化措置として、接続に必要となるインターフェース条件を公表しております。(添付資料 7)

また、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築し、排他的な共同営業は行っておりません。

7. 利用状況

当該業務に関する平成 19 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	7	42	5

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	284	43

	フレッツ・オンデマンド (サーバ共用型)						フレッツ・オンデマンド (サーバ持込型)		
	5GB	10GB	20GB	30GB	50GB	100GB	10Mbps	100Mbps	1Gbps
契約数	1	0	0	2	0	0	3	3	3

	フレッツ・ グループアクセス	フレッツ・ アクセスポート
契約数	98,847	257

	フレッツ・ ドットネット	フレッツ・ドットネット EX			
		ファーストイ- サネット	ファーストイ-サ ネットデュアル	ギガビットイ-サ ネット	ギガビットイ-サ ネットデュアル
契約数	120,542	6	1	6	1

	I P 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	47	芯線数	141

(注1) フレッツ・オンデマンド (サーバ共用型・サーバ持込型)、フレッツ・コネクト、フレッツ・グループアクセス、フレッツ・ドットネット、フレッツ・ドットネット EX、フレッツ・アクセスポートの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については「添付資料 21」のとおりです。

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	401,019	23,902	215

(3) 固定電話発着 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	81,061	4,595	204

(4) 固定電話発着 携帯電話着の県間伝送料金設定

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	97,358	3,963	147

(5) 地方公共団体等に対する行政区域－異行政区域間におけるデータ伝送サービス

	ビジネスイーサタイプ SWL	ビジネスイーサタイプ S
契約数	1	2

(6) 地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IP v 6 通信に係る料金設定

	フレッツ・ドットネットナンバー
契約数	4,481

8. その他

次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定及び次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定並びにイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定については、平成 20 年 2 月 25 日より平成 20 年 3 月 31 日までの期間における提供実績はありませんでした。

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資 料 項 目	
1	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
2	「中継系交換機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
3	「コロケーション」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
4	「一般番号ポータビリティ」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
5	「端末系交換機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
6	「ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
7	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」(次世代ネットワークインタフェース資料)	Pdf
	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」(IP通信網サービスのインタフェース)	Pdf
	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」(音声利用IP通信網サービスのインタフェース)	Pdf
	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」(LAN型通信網サービスのインタフェース)	Pdf
8	インタフェース条件等の説明会(平成19年11月8日)	Pdf Pdf Pdf
9	「地域IP網との接続に必要なインターフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
10	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件」接続協定規定(抜粋)	Pdf
11	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インターフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
12	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インターフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
13	LAN型通信網サービスの基本的な技術的事項(LAN型通信網サービス契約約款抜粋)	Pdf
14	「他事業者網との接続に必要な収容局ルータインターフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
15	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
16	「情報の適正利用に関する規程」概要	※
	社員向けマニュアル「公正競争遵守の徹底に向けて」	※
17	費用(収益)項目別一覧	※
18	「地域IP網とISP事業者網との接続に関する接続条件」接続約款(抜粋)	Pdf

19	IP電話サービスの県間伝送路の設備増強における中継事業者の募集案内 (平成19年3月14日)	※
	IP電話サービスの他事業者網との接続における非常時の中継伝送路の募集案内 (平成19年8月7日)	※
	IP電話サービスの他事業者網との接続における中継伝送路の募集案内 (平成19年10月19日)	※
20	次世代ネットワークを利用した商用サービスの提供に係る県間区間中継事業者の募集案内 (平成19年11月8日)	※
21	フレッツ・オフィス ワイド契約状況(品目毎の詳細版)	Pdf

※ 資料16、17、19、20については、経営上の秘密に属する情報、または公開には馴染まない社内文書・規程類等であることから、公表を差し控えさせていただきます。